

潤徳小学校いじめ防止基本方針



「敬 愛」

「自 由」

「勤 労」

日野市立潤徳小学校

目 次

- I 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- II いじめの定義
- III いじめの禁止
- IV いじめ問題への基本的な考え方 「いじめを生まない、許さない学校づくり」
- V いじめ防止に向けた学校の具体的な取り組み
 - 1 学校いじめ防止基本方針の策定
 - 2 いじめ防止に向けた校内組織等の整備
 - 3 いじめの未然防止の取り組み <いじめを許さない学校づくり>
 - (1) 教職員の指導力の向上と組織的な対応
 - (2) いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取り組み
 - 4 いじめの早期発見の取り組み <いじめを直ちに発見できる学校づくり>
 - 5 いじめ解決への早期対応 <いじめを解決し、繰り返さない学校づくり>
 - (1) 被害の児童、加害の児童、周囲の児童への取り組み
 - (2) 教育委員会、関係諸機関との連携
 - (3) 保護者、地域との連携
 - 6 「ネット上のいじめ」への未然防止、早期発見・対応
 - (1) 「ネット上のいじめ」の特徴
 - (2) 未然防止と早期発見の取り組み
 - 7 重大事案への対処 <学校、保護者、地域が一丸となって児童を守り抜く>
 - (1) 被害児童の安全確保
 - (2) 被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
 - (3) 周囲の児童へのケアや取り組みの支援
 - (4) 加害児童の指導・ケア
 - (5) 保護者・地域・関係機関や専門家との連携した取り組み
 - (6) 重大事態発生についての教育委員会への報告
 - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施
 - (8) 重大事態の調査結果についての教育委員会への報告

平成26年 9月30日 公 布
平成26年10月 1日 施 行

I 「学校いじめ防止基本方針」の策定

平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条に、学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨が規定された。よって、同方針を策定し、本校でのいじめ防止対応について以下に記す。

もとより、本校の教育目標「敬愛・自由・勤労」の達成に向けて、学校長が示した学校経営方針に「いじめは絶対に許さない」旨が述べられているが、今回策定の基本方針は、それを補完し実効を伴うものである。(いじめ防止対策推進法 第13条)

II いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 第2条)

III いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童はいじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第4条)

IV いじめ問題への基本的な考え方 「いじめを生まない、許さない学校づくり」

いじめは、どの学校でもどの児童にも起こり得るという認識の下、本校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には教職員が組織的に対応して、速やかに解決に努めるものとする。

とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関等と連携して取り組むこととする。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

(1) いじめを許さない指導の充実

児童がいじめについて深く考え理解するために、いじめ防止強化月間（ふれあい月間）の設定、いじめ防止についての校長講話、いじめ防止に関わる生活目標の設定、いじめに関する授業、SOSの出し方に関する教育、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導等の取り組みを行い「いじめは絶対に許されないこと」を児童に自覚させる。

(2) 相談しやすい環境の中でいじめから児童を守り通す

児童が「大人に伝えたら、もっといじめられる」と考えたり、周囲の児童が「自分もいじめの対象になる」と考えたりすることのないよう、学校と家庭、地域等が連携して、児童が安心して相談できる環境を構築していく。

児童からの訴えを確実に受け止め、相談した児童が安心して学校生活を送ることができるようにするため、日頃から児童の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備するとともに信頼して相談できる関係を構築していく。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応するために、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。いじめは絶対に許さないという基本姿勢の下、学校全体の組織的な取り組みで、いじめの早期発見、早期対応、早期解決に努める。そのために、下のような研修会等に参加し研鑽する。(いじめ防止対策推進法 第18条 第22条)

①校内での研修

「いじめ総合対策(学校の取り組み編)(実践プログラム編)東京都教育委員会」や「人権教育プログラム(学校教育編)東京都教育委員会」等を活用し、年3回以上、校内で研修会を実施する。

②校外での研修

いじめ防止に関わる国や都、市の研修会等に参加する。

(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取り組み

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速・的確に解決するために、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて一体となって取り組むようにする。

保護者は、保護する児童がいじめを行うことがないように、家庭での話し合い等を通して規範意識を養う指導に努めるとともに、児童をいじめから守る。

(いじめ防止対策推進法 第9条)

また、保護者や地域がいじめの情報を得た場合は、学校に速やかに連絡・相談するなど、学校がいじめ防止等の取り組みへの協力を促す。(いじめ防止対策推進法 第8条)

V いじめ防止に向けた学校の具体的な取り組み

1 学校いじめ防止基本方針の策定

「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策」、「日野市いじめ防止基本方針」を参酌し、本校の「潤徳小学校いじめ防止基本方針」を策定し上記Ⅰ～Ⅳに記した。

2 いじめ防止に向けた校内組織等の整備

(1) 学校いじめ対策委員会

本校は、いじめ防止推進のための組織として「経営支援部会」に必要なメンバーを加えて「学校いじめ対策委員会」を編成する。(いじめ防止対策推進法 第22条)

①構成メンバー

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー(必要に応じて各種主任、学級支援員、巡回指導教員、スクールソーシャルワーカー等が出席)

②会議の開催

定例会として毎月1回以上開催するとともに必要に応じて臨時に開催する。(特別支援委員会とも含む)

③主な役割

年間計画の作成・実施、定例会議の設定、情報収集・共有、いじめの認知、対応方針の協議、成果検証・「基本方針」の改善、指導・助言等

3 いじめの未然防止の取り組み <いじめを許さない学校づくり>

(1) 教職員の指導力の向上と組織的な対応

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通して児童一人一人に徹底する。そのために、教職員自身が身をもって人権感覚を磨き、範を示すことが大事である。また、情報モラル教育の充実に努めるとともに、幼保・小中連携を図り、継続的な指導と個に応じた支援の充実と共に教職員の人権感覚の向上を図る。

①相談体制の充実

どの児童も安心して豊かに学べる教育環境を整え、学校と家庭、地域、関係機関が密接な連携を図り一貫した指導体制を整える。

- ・管理職、担任、学年主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等の学校職員の相談受け入れ体制
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・近隣小中学校との相談体制の確立
- ・各相談体制の周知（子ども家庭支援センター、教育センター「わかば教室」、発達・教育支援センター「エール」等）

②いじめに関する研修及び授業の計画・実施

年間を通して、いじめの未然防止、早期発見、早期解決のための授業（6月・11月・2月）、研修（年3回以上 そのうち、1回は重大事態の定義及びその解釈を研修）を実施する。

- ・人権教育プログラムの活用
- ・いじめ総合対策（第2次・一部改正）を活用した研修
- ・ふれあい月間「学校シート」の結果を活用した研修
- ・いじめ防止研修等受講者の報告
- ・いじめに関する通知、文書等の周知（毎週木曜日の生活指導夕会）

③児童一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校・学級づくり等居場所づくりの推進

(2) いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取り組み

児童が自らいじめ問題に向き合い、解決する力を身に付け、実践していけるようにする。

①人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを児童に理解させる。また、児童が人の痛みを思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ・校長が、いじめに関する講話を全校朝会で年6回以上実施
- ・道徳や特別活動等で、年3回のいじめに関する授業を実施
- ・「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用

②心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域が一体となった心の教育を推進する。

道徳の授業では、児童の実態に合わせ、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、自分自身の生活や行動を省みることができるようにする。

- ・道徳授業地区公開講座の充実
- ・道徳教育推進校の見学
- ・道徳教育推進教諭の活用（OJT）

③情報モラル教育の充実

児童、保護者、地域対象への情報モラルやネットいじめ等の問題についての授業、講演会を実施する。

- ・セーフティ教室
- ・クロームブックの使い方研修、クロームブックのガイドラインの徹底

④体験的な活動・コミュニケーション活動の充実

児童が自分と向き合い、社会（人、もの、こと、自然等）とのかかわりの中で生命に対する畏敬の念を、感動する心、ともに生きる心などの大切さに気づき、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

⑤「自分が大切にされている・自分の居場所がある」と実感できる学校・学年・学級づくりの推進

- ・話し合い活動の充実
- ・自己肯定感、自己有用感を高める指導法の工夫、改善
- ・配慮児童に対する教員の連携

⑥代表委員会等による主体的な取り組み

- ・教職員、児童が一体となったあいさつ運動の実施

4 いじめの早期発見の取り組み <いじめを直ちに発見できる学校づくり>

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、教職員は児童が発する小さなサインを見逃すことがないように、日頃から丁寧に児童理解に努めるようにする。些細な兆候であってもいじめではないかという疑いをもって早期に的確な対応を行うようにする。

(1)「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

- ①生活指導夕会での情報交換・情報共有
- ②「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知

(2) 児童の様子から初期段階のいじめを素早く察知・情報把握

- ①全教員による継続的な児童の見守り
- ②家庭訪問と個人面談の実施（必要に応じて個別面談）
- ③「学校生活や友達についてのアンケート」の活用

(3) 児童からの訴えを確実に受け止める体制の構築

①学校教育相談体制の構築

スクールカウンセラーが「相談室だより」などのお便りを発行し、校内での相談体制やスクールカウンセラー来校日、申し込み方法等を保護者に周知する。

(いじめ防止対策推進法 第16条)

②定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、活用

いじめやいじめの疑いのある状況を認知するための重要な参考資料の一つとするため、年間3回以上、児童を対象にアンケートを実施する。

(いじめ防止対策推進法 第16条)

③スクールカウンセラーによる5年生の全員面接

児童が躊躇することなく、スクールカウンセラーに相談できる環境を作るため、いじめの認知件数が増加する傾向にある小学校5年生を対象に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

(4) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

保護者、PTA、育成会、学校運営連絡協議会、保護司、民生・児童委員、主任児童委員、警察、子ども家庭支援センター、児童相談所、児童館、学童クラブ、放課後子ども教室（ひのっち）等と、日常的、定期的に情報交換・情報共有を行う。

5 いじめ解決への早期対応 <いじめを解決し、繰り返さない学校づくり>

いじめやいじめの兆候を把握したら、速やかに「学校いじめ対策委員会」を開き、いじめの解決に向けた取り組みを開始する。そして、いじめられた児童への支援、いじめた児童への指導、周囲の児童へのケア等を役割と責任を明確にして学校全体で対応方針を共有していじめ解決に向けて組織的に取り組み、児童が安心して学校生活を送れるようにする。

(1) 被害の児童、加害の児童、周囲の児童への取り組み

- ・被害児童の安全確保とスクールカウンセラー等を活用した支援
- ・加害児童に対する組織的、継続的な観察・指導等
- ・いじめを伝えた児童の安全確保
- ・周囲の児童への指導

(2) 教育委員会、関係諸機関との連携

- ・教育委員会への報告と支援の要請
- ・学校サポートチームを通して警察・児童相談所・子ども家庭支援センター等との連携協力

(3) 保護者、地域との連携

- ・家庭でいじめについて、保護者と児童が話し合うようにする。
- ・学校や家庭でのいじめの情報や学校の対応等を共有する。
- ・当該児童と保護者、学校、関係者が話し合う機会を設定する。

6 「ネット上のいじめ」への未然防止、早期発見・対応

「ネット上のいじめ」は、ネットがもつ匿名性と簡易性から発見と指導が困難であるケースがある。また、児童が簡単に加害者にも被害者にもなってしまうこと、短期間に深刻な状況になってしまうこと等の特徴がある。児童自身が「ネット社会」の有効性や危険性について考え行動できるようにすることや、ネットに心が縛られることなく豊かな人間性、より良い人間関係を築くためのコミュニケーションを高めるようにする。

(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

- ・不特定多数の者から絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間に極めて深刻になる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にでき、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した情報は回収することが極めて困難である。
- ・保護者や教員等が児童の携帯電話やスマートホン等の利用状況を把握することが困難である。
- ・児童が利用している掲示板やLINEなどを詳細に確認することが困難であり、ネット上でいじめの実態把握が難しい。

(2) 未然防止と早期発見の取り組み

①校内指導体制の徹底

- ・ネットトラブルに関する研修会による教職員の共通理解
- ・「ネット上のいじめ」等のトラブルの未然防止と早期発見・対応のための組織体制の構築
- ・クローズドブックの使い方研修、クローズドブックのガイドラインの徹底（家庭とも連携）

②教育相談の充実

③発達段階に応じた指導の充実

- ・GIGAワークブックとうきょう、東京都作成リーフレット、啓発DVD等を活用した「情報モラル教育」の計画・実施
- ・ネットトラブルに関する授業（専門家や企業の出前授業等の活用）

④学級活動及び児童会活動等による主体的な取り組み

- ・インターネット（スマートホンやゲーム機等含む）や携帯電話等の利用に関する授業や話し合い活動

⑤教育委員会、JSP等と連携した啓発活動

- ・東京都作成リーフレットの配布・活用
- ・JSP、地域対象の講演会の実施、家庭教育学級、ファミリールール講座
- ・インターネットや携帯電話等の利用に関して、家庭での話し合いやルール作り
- ・HPに「Netモラル（保護者向け）」を掲載。

⑥個人情報の扱い方

- ・IDとパスワードの管理の徹底

7 重大事案への対処 <学校、保護者、地域が一丸となって児童を守り抜く>

(1) 被害児童の安全確保

- ・いじめられた児童からの情報収取、いじめの兆候の受け止め等の取り組みを行う。

(2) 被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

- ・スクールカウンセラー等による心のケア

(3) 周囲の児童へのケアや取り組みの支援

- ・いじめの実態を知っていたが、教師等に伝えられなかった児童の心のケア
- ・児童会等によるいじめ防止への取り組みへの支援

(4) 加害児童の指導・ケア

- ・いじめは許されないことの継続的指導、観察
- ・いじめを行うようになった経緯や成育歴等の把握と心のケア

(5) 保護者・地域・関係機関や専門家との連携した取り組み

- ・情報の共有と取り組みへの共通理解

(6) 重大事態発生についての教育委員会への報告

- ・重大事案と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

(7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施

- ・教育委員会の指導の下、重大事態調査委員会を設置し、調査を開始する。

(8) 重大事態の調査結果についての教育委員会への報告

- ・教育委員会から市長への報告後、必要な場合は市長が再調査を行う。

附則 この方針は令和3年 5月26日より施行する。

附則 この方針は令和3年10月20日より施行する。

附則 この方針は令和5年 1月24日より施行する。

附則 この方針は令和6年 1月15日より施行する。

附則 この方針は令和7年 2月21日より施行する。